

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 7 月 5 日～ 令和 8 年 6 月 30 日までの 2 年間
2. 内容 次世代育成支援対策推進法に資する行動計画

目標 1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職する社員に対する、メンタルカウンセリングを実施。

### <対策>

- 令和 6 年 7 月 ～ 社員への周知、検討開始
- 令和 6 年 7 月 ～ 該当社員への面談・カウンセリングの実施

目標 2：育児休業から復職した社員が就業を継続して働き続け、活躍できる環境の整備。

### <対策>

- 令和 6 年 9 月 ～ 社員への周知、検討開始
- 令和 6 年 9 月 ～ 会社貸与の携帯電話による育児休業中の閲覧を可能として、看護状況やスキル向上を目的とした事例等の情報共有化

目標 3：未就学児を抱えて就労する社員の状況に応じた勤務スタイルを模索し、より働きやすい環境を整備し、働き続けることが可能な企業を目指す。

### <対策>

- 令和 6 年 9 月 ～ 社員への周知、検討開始
- 令和 6 年 10 月 ～ 未就学児の状況は予測不能な面が多々あるため、ケースバイケースで対処し、就業の妨げにならないように配慮する。